

栃木県地域医療連携ネットワーク とちまるネット 利用者規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、栃木県地域医療連携ネットワークシステム協議会（以下「協議会」）が運営する栃木県地域医療連携ネットワークとちまるネット（以下「とちまるネット」）の利用について必要な事項を定めるものである。

(参加施設)

第2条 協議会規約（以下「規約」）第3条の目的に賛同し、参加施設登録を完了した施設をいう。

2 診療情報を提供する参加施設を情報提供施設、診療情報を閲覧する参加施設を情報閲覧施設とする。

(参加施設登録)

第3条 参加施設として登録しようとする情報提供施設の開設者または管理者は、協議会が別に定める参加施設登録申込書により、協議会に申込みものとする。

2 参加施設として登録しようとする情報閲覧施設の開設者または管理者は、協議会が別に定める利用申込書により、協議会に申込みものとする。

(参加施設の登録中止及び利用中止)

第4条 前条により参加施設登録を行った情報提供施設は、参加施設登録中止届を協議会に提出することにより、任意に登録を中止することができる。

2 前条により参加施設登録を行った情報閲覧施設は、利用中止届を協議会に提出することにより、任意に利用を中止することができる。

(参加施設情報の変更)

第5条 参加登録施設の施設名や管理者等に変更があった場合、参加施設は、協議会が別に定める変更届により、すみやかに協議会に届出なければならない。

(利用料)

第6条 試験運用期間は無料とし、正式運用開始時に額を定め徴収するものとする。

(抛出金品の不返還)

第7条 既に納入した利用料及びその他の抛出金は返還しない。

(利用者)

第8条 利用者とは、第3条により参加施設登録をした施設に所属する者のうち、利用者登録を完了した者で、且つ、第12条に規定する利用者資格を満たした者をいう。

(利用者登録)

第9条 利用者として登録しようとする情報提供施設に所属する者は、協議会が別に定める利用者ID登録申込書により、協議会に申込みものとする。

2 利用者として登録しようとする情報閲覧施設に所属する者は、第3条第2項に定める利用申込書により、協議会に申込みものとする。

(利用者抹消)

第10条 前条により利用者登録を行った参加施設の開設者または管理者は、所属する利用者が、本規程の利用者に該当しなくなった場合、すみやかに利用者ID抹消届を協議会に提出しなければならない。

(利用者の責務)

第11条 利用者は、規約に定める目的以外にとちまるネットを利用してはならない。

2 利用者は、とちまるネットを通じて入手した、患者に関する情報については、診療目的及び患者家族への説明以外に用いてはならない。

3 利用者は、協議会が別に定める運用方法（とちまるネットマニュアル等）に従い利用しなければならない。

4 利用者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令に基づき個人情報の適正な取り扱いに努めるとともに、著作権法（昭和45年法律第48号）を遵守しなければならない。

5 利用者は、セキュリティに十分注意し、ID及びパスワードを利用者本人以外の者に利用させてはならない。

6 とちまるネットを通じて情報提供施設から入手した患者に関する情報は、情報閲覧施設の責任において管理するものとし、情報提供施設が不利益を受けることのないよう十分注意して取り扱わなければならない。ただし、情報閲覧施設及び利用者が当該情報のすべてについてその内容を確認しなければならない義務を負うものではない。

第2章 とちまるネットの利用

(利用者資格等)

第12条 とちまるネットを利用できる者は次項に定める講習会等を受講し、第3項に規定するID及びパスワードを取得した者のみとする。

2 とちまるネットの利用を希望する者は、協議会が定める講習会等を受講しなければならない。

3 前項の規定による講習会または説明会等を受講し適切と認めるときは、次の各号の区分

により、協議会が、ID及びパスワード（ID-Link 及び HumanBridge）を発行し、必要な資料及びソフトウェアと併せて提供する。

4 本条第1項～第3項、第9条、第10条の規定にかかわらず、情報提供施設は、導入している医療連携ネットワークシステム（ID-Link または HumanBridge）のID及びパスワードを、当該情報提供施設の管理下で、発行・管理することができる。

5 利用者に係る登録情報は、とちまるネットの運営上必要な場合にのみ使用することとする。

（機器管理）

第13条 利用者は、協議会が定める機器・機能を備えたコンピュータ端末（以下「端末装置」）を用い、とちまるネットにアクセスするものとする。

2 前項の端末装置、その他とちまるネットの利用に必要な設備は、参加施設が自ら設置し、維持及び保守管理するものとする。

3 端末装置は次の条件を満たさなければならない。

1) オペレーティングソフト（以下「OS」）の更新を行い最新の状態に保つこと。

2) ウイルス対策ソフトをインストールし、且つ、ウイルス定義ファイルを最新の状態に保つこと。

3) ファイル交換ソフト（Winny、Share等）がインストールされていないこと。

（利用時間）

第14条 とちまるネットの利用は、年間を通じて24時間常時可能とする。ただし、定期的な保守管理のため運用を停止する必要がある時は、利用者に対して、事前に書面または電磁的方法（電子メール、ホームページ等）により通知をした上で運用を停止するものとし、予告なく運用を停止した場合は、その原因理由を報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、情報提供施設が設置する連携サーバー等設備の利用時間に関しては、当該情報提供施設が別に定める。

（機能等の変更等）

第15条 とちまるネットの良好な運用を維持するために必要なときには、とちまるネットに関する機能又は利用時間の変更又は停止を行う。

2 前項の規定により変更又は停止するときは、利用者に対して、事前に書面または電磁的方法（電子メール、ホームページ等）により通知するものとする。ただし、緊急その他運営委員会が特に理由があると認めるときはこの限りでない。

（情報セキュリティ対策）

第16条 利用施設の開設または管理者は、端末装置のコンピュータウイルス感染、不正アクセス、情報漏洩等の情報セキュリティ事故が生じたときは、端末装置の一部または全てを一時停止し、二次被害を防止するとともに、協議会にすみやかに報告しなければならない。

2 協議会は、利用者が第11条または第13条の規定に違反していると認めるときは、当該利用者のとちまるネットの利用を停止することができる。

第3章 雑則

(利用者規程の改正等)

第17条 この規程の改正は、運営委員会の議決を経なければならない。ただし、軽易な変更については、この限りではない。

(事務局)

第18条 この規程に定める事務手続き等の業務については、協議会事務局において処理するものとする。

(その他必要事項)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、運営委員会が別に定める。

(施行期日)

この規程は、平成25年5月1日から施行する。